

令和6年度決算に基づく 健全化判断比率等の概要

令和7年10月
総務部 財政課

令和6年度決算に基づく霧島市健全化判断比率等の概要について

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、一部施行であった平成20年度（平成19年度決算）から健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率について、算定及び公表することになり、全面施行となった平成21年度（平成20年度決算）から前述等の算定等に加え、健全化判断比率等が早期健全化基準、財政再生基準等以上となる団体にあつては、財政健全化計画や財政再生計画の策定が義務づけられました。

霧島市の令和6年度決算に基づく健全化判断比率等は次のとおりです。

令和6年度決算に基づく健全化判断比率等の算定結果

- 令和6年度霧島市各会計の決算に基づき「**健全化判断比率**」を算定したところ下表のとおり、**いずれの指標についても早期健全化基準、財政再生基準を下回りました。**

指標		霧島市		早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	①実質赤字比率	※	－％	11.58%	20.00%
	②連結実質赤字比率	※	－％	16.58%	30.00%
	③実質公債費比率		5.3%	25.0%	35.0%
	④将来負担比率	※	－％	350.0%	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率の算定数値がマイナスとなったため、表示は「－」としています。

- 各公営企業における「**資金不足比率**」については、令和6年度決算において資金不足を生じた公営企業がないため該当ありません。

指標	特別会計	霧島市		経営健全化基準
⑤資金不足比率	水道事業会計	※	－％	20.0%
	工業用水事業会計	※	－％	
	病院事業会計	※	－％	
	下水道事業会計	※	－％	
	温泉供給特別会計	※	－％	

※ 資金不足比率の算定数値がマイナスとなったため、表示は「－」としています。

1 早期健全化基準

健全化判断比率のいずれか1つでも早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化段階」となり、①財政健全化計画の策定（議会の議決が必要）、外部監査の要求が義務づけられ、②実施状況を毎年度議会に報告して公表し、③早期健全化が著しく困難と認められるときは県知事から必要な勧告が行われます。

2 財政再生基準

健全化判断比率のいずれか1つでも財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、①財政再生計画の策定（議会の議決が必要）、外部監査の要求が義務づけられ、実施状況の報告・公表に加え、②財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を求めることができ（*）、③財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等が勧告されます。

（*）同意がなければ、災害復旧事業債等を除き起債が制限されます。

3 経営健全化基準

早期健全化基準に相当するもので、資金不足比率がこの基準以上である公営企業会計は、経営健全化計画の策定が義務づけられます。

《各指標について》

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率 R6 なし(R5 なし) 【早期健全化基準 11.58%】

一般会計等の実質収支額の合計が赤字となった場合、当該赤字額の標準財政規模(*)に対する割合。これが生じた場合には、赤字の早期解消を図る必要があります。

（*）標準財政規模＝標準税収入等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行額

【算定式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{▲3,097,637千円}}{35,893,449 \text{千円}} = \text{▲8.63\%} \quad (\text{R5 } \text{▲9.28\%})$$

※実質赤字額、実質赤字比率が黒字である場合は▲で表示します。

(2) 連結実質赤字比率 R6 なし(R5 なし) 【早期健全化基準 16.58%】

一般会計および特別会計の実質収支額と公営企業会計の資金剰余（不足）額の合計が赤字となった場合、当該赤字額の標準財政規模に対する割合。これが生じた場合には、問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

【算定式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{▲3,097,637千円} + \text{▲6,764,688千円}}{35,893,449 \text{千円}} = \text{▲27.47\%} \quad (\text{R5 } \text{▲27.33\%})$$

※連結実質赤字額、連結実質赤字比率が黒字である場合は▲で表示します。

(3)実質公債費比率 R 6 5.3%(R 5 6.0%) 【早期健全化基準 25%】

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する割合の過去3か年の平均値。この値が18%を超えると起債に許可が必要となり、25%を超えると一部の起債が制限されます。

【算定式】				
実質公債費比率	＝	地方債の元利償還金＋準元利償還金 －(特定財源＋基準財政需要額算入額)		の3か年平均
		標準財政規模－基準財政需要額算入額		
				=5.3% (R5 6.0%)
【R6】		【R5】		【R4】
1,566,717千円		1,581,405千円		1,801,975千円
	=5.0%		=5.2%	
31,493,096千円		30,616,536千円		29,743,027千円
				=6.1%

※3か年平均は端数処理をせずに算出している。

(4)将来負担比率 R 6 なし(R 5 なし) 【早期健全化基準 350%】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。これらの負債が将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標です。

【算定式】				
将来負担比率	=	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源} + \text{基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$	$\frac{\text{▲7,057,598千円}}{31,493,096千円}$	= ▲22.4% (R5 ▲32.6%)
※基金や基準財政需要額算入見込額など将来負担額に充当可能な財源等の合計額が、将来負担額を上回った場合は▲で表示します。				

2 公営企業の資金不足比率

公営企業会計ごとの資金不足額のそれぞれの事業規模（事業収入）に対する割合であり、経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

【算定式】

資金不足比率

=

資金の不足額

事業の規模

【水道】

▲4,459,868千円

2,070,967千円

=▲215.35%

(R5 ▲190.98%)

【工業用水】

▲65,070千円

5,562千円

=▲1,169.90%

(R5 ▲969.30%)

【病院】

▲1,488,314千円

6,425,207千円

=▲23.16%

(R5 ▲17.86%)

【下水道】

▲290,207千円

628,797千円

=▲46.15%

(R5 ▲26.62%)

【温泉】

▲3,816千円

66,020千円

=▲5.78%

(R5 ▲11.13%)

※資金不足額が黒字である場合は▲で表示します。